

大坂落城間際の戦況報告——長崎奉行長谷川藤正書状の紹介——

堀 智 博

はじめに

慶長二十年（一六一五）五月六日、この日徳川家康率いる攻城勢は豊臣秀頼・浅井茶々母子が籠る大坂城を完全包囲し、豊臣方との一大決戦に備えた。実際のところ、わずか二日後には、徳川方の総攻撃により大坂城は陥落することになるのだが、家康をはじめとする諸将は、この最終局面に、いかなる心境で臨んだのか。内面の問題も含め、当該期における徳川方の動向については、比較的史料が豊富であるにも関わらず、十分な議論がされていない。たとえば、この時期どのような作戦方針を立案していたのか、従軍する豊臣恩顧の大名たちとの関係に問題はなかったのか、そもそも豊臣家の処遇をどうするつもりであったのかなど、課題は尽きない。これまでの大坂の陣研究はどちらかと言えば、徳川方の勝利を所与の前提として結論を導きがちであったが、そのような先入観を排除した上で、改めて関係史料を読み込んでいく必要がある。こうした問題意識のもと、本稿では、徳川方の一将が、大坂落城間際の戦況について詳細に報じた書状を紹介するとともに、その内容を検討すること、今後の大坂の陣研究の進展に寄与することを目的とする。

一 長谷川藤正書状の書誌情報

本稿で紹介する史料は、（慶長二十年）五月六日付で、在京中の長谷川権六から長崎町年寄中に宛てた、折紙三紙に渡る長文の書状である。法量はそれぞれ第一紙が三八・六cm×五五・二cm、第二紙が三八・三cm×五四・八cm、第三紙が三八・三cm×五六cmである。同書状は現在、長崎歴史文化博物館が所蔵している⁽¹⁾。長谷川権六は生没年不詳で、字に守尚・藤正・尚之がある⁽²⁾。なお、これ以降本論中の呼称は、一般に通用している「藤正」で統一する。藤正は慶長二十年当時、叔父の長谷川藤広が堺奉行に転出したあとを受けて長崎奉行を務めていた。藤正の長崎奉行としての業績は不明な点が多いが、いわゆる「元和の大殉教」などキリシタン禁教策及び外交業務に従事したことで知られる。後述するように、大坂夏の陣の最中、藤正は京都に居り、そこで入手した、大坂の戦場を中心とする諸事情を長崎町年寄中に宛てて報せたのが本状である。本状は、原本所蔵者である長崎歴史文化博物館のHPでデジタル画像が公開されている⁽³⁾。他、東京大学史料編纂所には、台紙付写真および影写本が所蔵され公開されている⁽⁴⁾。

このように本状は利用しやすい環境にあるものの、従来の研究で注目されることはあまりなかった。管見の限りで、史料の内容に触れた書籍としては以下のものがある。まず、本状は、以前は長崎県立図書館が所蔵していたため、同館の史料目録において簡単な紹介が行われていた⁽⁵⁾。

すなわち、「四代長崎奉行長谷川権六郎が大坂夏の陣の戦況を報らせた書簡。一通。日付は落城二日前にあたる元和元年五月六日で、発信地は京都と思われる。内容は、大坂方が決戦に出なければ九月までも持久包围を続ける由、最近京を焼くため潜入した三〇人程が火刑になったこと、昨日將軍が大軍勢で伏見を出立したこと、数日前にお目見えをしたこと、大坂方が死物狂いになっても徳川方本陣を突くのは至難なこと、初め駈け廻っていた大坂方も今は城内に引籠っていること、自分も出陣を願ったが許されず無念なこと、戦局の気遣いは全く無用であることなど」と内容を要約している。

この他山本博文が、本状の一部を引用し、大坂夏の陣の際、大御所徳川家康は、万全を期して、將軍徳川秀忠の側に黒田長政・加藤嘉明の両名を参謀として付けていたことを指摘している。⁶⁾

このように本状の概要についてはおおよそ把握されているものの、大坂夏の陣関係で重要な内容でありながら検討されていない箇所も多く、尚々書も含めれば、一六箇条にも及ぶその全文は未紹介のままである。よって、以下ではまず書状の全文を翻刻し、次いで箇条の順に内容の解説と検討を行う。

二 長谷川藤正書状の全文翻刻

《凡例》

- 一、翻刻にあたり、漢字は常用字に、変体仮名は平仮名に改めた。
- 一、虫損等により判読が不能な箇所は□で示した。
- 一、翻刻者による説明注は()で、文字に関する注は〔 〕で示した。
- 一、本書状は折紙三紙から構成されており、各紙のはじめと終わりにそれぞれ『』を付した。

一、折紙の折返し箇所には「』」を付した。

一、各条文の文頭に、1・2…の様に、解説に対応した数字を施した。

16 『^(第一紙)尚々、いそぎ候て、状の^(摺)ちとぎこへ申ましく候、以上、又さかい先月廿八日二やき申候、まん所へる申者共一たん^(政)と無

事にて候、以上、

1 (薬師) 唐人参り候間申入候、

2 一 (徳川家康) 上様昨日京を被成御立、よと迄御出馬にて候、宰相様・中將様・^(徳川義直カマ)兵衛様御供にて候、若狭少将様・かつさ様はや二三日以前二大坂表

へ御立被成候、先手藤堂和泉殿・本多美濃殿か様之衆十三頭先手二

被成、其次に御本陣御はり被成候、何と大坂しに物にくるひ候ても

御本陣へつきか、り候事、中く成申事にてハ無之候、はしめハ大

坂より少ツ、人数を打出し、近辺をかけ廻候へ共、今程ハ皆々城へ

引籠、出不申候、

3 一 はしめての手合に、「大坂より大野道けん・同主馬きしのわたの城

より二里程打出、浅野但馬殿本陣へ先月廿八日の朝つきかけ候処

ニ、但馬殿事之外御働候て、道を二里計大坂之人数おつつめ、れき

くのかふとくび甘打捕、大坂の人数老万四五千、但馬殿人数ハ七

八千候へ共、一人もしに不申、手おい三人御入候計にて候、蒔田宗

古手をおい候て事の外手柄候由申候、

4 一 右大坂之人数のきさまニ、^(退様)さしのわたの城よりも少人数にて打出、

おつつめ、くび卅計打捕、大御所様へ参り申候、何れもはしめて

の御手合に但馬殿御手柄と申事二候、きの国^(紀)『^(第二紙)い^(一紙)つきの

たいしやうも御とらゑ被成候、

5 一 ^(啖啄)そくたくにて京やき可申たくミ仕候へ共、皆々あらわれ、火付共卅

人程火あふり二成申候、か様之事にて京おかたハ事ノ外さわき候へ

共、此五三日ハ一段としつまり申候事、

6 一 將軍様伏見より昨日被成御立候て、河内ノ国すなと申所迄被成御座候、御人数おびた、しき事にて御座候、我等も二三日以前二御目見えいたし、一段仕合にて候、

7 一 黒田筑前殿・左馬殿、將軍様之御供にて、万事御陣の事ハ御談合之由二候、太夫殿江戸ニ御入候、

8 一 大坂より打出候者、御一七人可被成候、出不申候者、付城を被成、九月迄御置候て、ひころしに可被成由二候、大坂米壹石銀百目仕候、もはや他国よりわら一筋入申事成不申候、鉄炮ノ葉などもかつて無御入候、

9 一 大坂か様に罷成候様子ハ、大坂よりの御そせうハ大御所様御かつてんなく、大御所様被仰候事ハ、大坂よりあなたこなたと申候て、か様に罷成候、始ハともかくも御意次第の由に候へ共、又余の国へ御やり候ても、とても以来あんおんにておかせられましく候間、大坂にて御一戦候て御はて候ハんと秀頼様・御ふくろ様御存分二て候、

10 一 旦那昨日御供にて候、我等も是非共御陣へ立可申と存候へ共、旦那よりむりむたい二京に居候へ之由被申候間、我等心中御推量可有候、乍去、御所様御目見え可仕時分ニ、旦那より左右可申由二候間、待候てい申候、又爰元用所共も、事之外御入候、

11 一 若御陣べんくと被成候者、我等ハ罷下可申候、何れも其内又々飛脚下し可申候、爰元ノ様子御推量も候へ、氣遣成事ゆめく無御入候、

12 一 去年二ちかい、当年ハ御はた本・先手何れもいさミ申候事、其ハんも無御入候、大坂よりハ色々雑説をいわせ、成程ちやうりやくをいたし候て見申候、

13 一 上様被仰候ハ、不断銀たはい候も、か様の時遣可申ため二て候間、御ふちかたも一人二人ふち被遣べく候由、將軍様ニも成程銀をも御出し候て御遣候へ之由被仰候、下々よろこひ申事、其ハんもなく候、

14 一 等安老・御下々高作右一段と息災、無何事仕合能候間、可御心易候由申度候、我等も同心候て頼而罷下可申候、

15 一 大坂へ、前かたハ嶋津殿味方誰のミかたなど、色々雑説を申候へ共、今ハ何ノ沙汰も無御入候、何とそしてふりやくにてと大坂分存申候、せんかたなさの事二て候、恐惶謹言、
長谷川権六
五月六日
五月廿年
御年衆中参
長谷川権六
花押

三 長谷川藤正書状の内容

1 明人医師の来訪情報を伝えている。

2 家康による行軍について、五月五日に二条城（京都市中京区）から淀城（京都市伏見区）へ移動したこと、その際徳川義直（家康の九男で尾張名古屋城主）・徳川頼宣（家康の十男で駿河府中城主）が御供したと記す。なお、「兵衛様」については不明であるが、既出の徳川義直（右兵衛督）の重出かもしれない。

その他京極忠高（徳川秀忠四女の夫で若狭小浜城主）と松平忠輝（家康の六男で越後高田城主）が数日前に大坂へ着陣したこと、藤堂高虎（伊勢津城主）と本多忠政（家康孫娘の夫で伊勢桑名城主）の両名について、十三番手いる大坂城攻めの先鋒としたこと、徳川本陣はその後方に控えており、大坂方が死に物狂いで攻め寄せようと、本陣まで到達

することはないとする。このように徳川勢の堅固な布陣を誇っている。⁽¹⁰⁾

一方、豊臣方の動向については、合戦が始まった当初は少人数が出てきて城周辺の警戒に当たらせていたが、現在は城内に引籠っていると記す。実際のところ、大坂から離れた場所で散発的な戦闘が行われるだけで、豊臣方に目立った動きは確認出来ない。この間城内において、今後の方針をめぐって軍議が続いていたとみられる。⁽¹¹⁾ なお、藤正の元には未だ情報が届いていないが、彼がこの書状を書いた六日当日、豊臣方がついに本格的に出撃し、道明寺（大阪府藤井寺市）および八尾・若江（大阪府八尾市・同東大阪市）方面で、徳川方の軍勢と衝突した。しかし、いずれも豊臣方が敗退した。

3次の4と合わせて、一般に樫井の戦いと呼ばれる合戦の経過について記している。

まずは大野道夫（治胤、茶々の乳母の子）・大野主馬（治房、治胤の兄）の軍勢が、大坂城を出て、紀伊和歌山城攻略に向かう途中、徳川方の拠点の一つである岸和田城（大阪府岸和田市）に迫ったこと、四月二十八日朝には、浅野長晟（紀伊和歌山城主）の本陣へ攻めかかったとする。⁽¹²⁾ 当時長晟は大坂城攻めに参陣すべく岸和田城近くまで進軍していた。⁽¹³⁾ 長晟にとつてこの戦いが初陣であったが、大坂方の歴戦の士二十ばかりを討取った。大坂方の人数は一万四・五千、一方の長晟は七・八千人と数において劣勢であったが、戦死者を一人も出さず、手負いが三人ばかりで済んだと言う。特に、傷を負いながらも、浅野家重臣である上田重安（宗古）の活躍は目覚ましかったことを伝える。⁽¹⁴⁾

4大坂方が退却し始めたのを見計らって、岸和田城兵が少数で追撃を行ったところ、三十もの首級を挙げたと言う。⁽¹⁵⁾ その後の論功行賞の場面において、家康は長晟と対面し、初陣であるにも関わらず大きな手柄を挙げたことを誉め称えた。⁽¹⁶⁾ その他、豊臣方の煽動によって紀伊国内で一

揆が生じていたが、大将を捕縛したことを記している。⁽¹⁷⁾

5京都の放火を狙った豊臣方の企みが露見し、実行犯三十人ほどが火炙りの刑に処されたこと、町中は一時騒然となったものの、ここ数日は治まっていると記す。諸記録に拠れば、洛中にて火付騒ぎがあったのが四月二十七日のことで、⁽¹⁸⁾ その後古田織部の家臣である木村宗喜が首謀者として捕縛されている。⁽¹⁹⁾

6將軍秀忠の行軍について、五月五日に伏見を出立し、河内国須奈（大阪府四條畷市）へ移動したこと、夥しい軍勢を引き連れていたこと、二・三日前に秀忠と御目見が出来て、安堵したとある。⁽²⁰⁾

7黒田長政（筑前福岡城主）・加藤嘉明（伊予松山城主）が將軍秀忠の御供として従軍しており、万事戦いについて相談していると記す。

「はじめに」で触れたように、山本博文がこの条を取り上げ、黒田・加藤兩名が秀忠の参謀として付けられたと評価している。ただし、兩名が秀忠の側に付けられた意味については別の解釈もあるのではないかと思われる。すなわち、この条では、黒田・加藤に留まらず、福島正則（安芸広島城主）についても言及されていることに注目したい。実は黒田・加藤・福島の名は、前年度の大坂冬の陣において江戸に留め置かれて、大坂城攻囲への参加を禁じられていた。⁽²¹⁾ このような措置がなされた理由は、三名が豊臣恩顧の大名であり、彼らが、万が一にも秀頼に加担し、徳川家を裏切るかもしれないと警戒されたためであった。福田千鶴は、黒田長政が大坂両陣の間、通算五度に渡って、豊臣家と関係を断ち、徳川家への忠誠を誓う起請文の提出を、強制されていたことを明らかにしている。⁽²²⁾ 大坂夏の陣では、黒田と加藤はひとまず従軍することが許されたものの、「加藤左馬助・黒田筑前守・細川越中守、冬陣二ハ江戸又は本国に被残置、此度ハ無勢ニ而御供ニ被召連候」とあるように、⁽²³⁾ わずかばかりの手勢を引き連れて従軍することしか出来なかつた。まし

てや福島正則は、豊臣家との親交が他の大名よりも目に付いたことから、冬の陣に続き、夏の陣でも参陣が許されず、江戸に留め置かれることになったのである。⁽²⁴⁾

こうした状況を踏まえれば、黒田・加藤両名は、徳川家から、必ずしも全幅の信頼を置かれてはなかった。そのため、秀忠の側に置くことで、両名を監視下に置いたと考えることも出来るのではなからうか。このように両名は、そもそも戦力として期待されていなかったが、しかし、五月七日の天王寺合戦において、豊臣方の真田信繁・毛利勝永両名が家康の本陣を急襲した際、彼の周りを固めていた旗本衆が四散してしまい、命が危うくなったところを、両名の加勢により事なきを得ている。⁽²⁵⁾

8 豊臣方が城外へ出てくれば一戦を交え、このまま籠城を続けるならば、付城を構築して九月まで攻囲し、兵糧が尽きるのを待つと、今後の作戦方針を伝えている。大坂城内へはもはや藁一筋さえ入れない有様で、その結果大坂における米の相場は、一石につき百目(匁)にまで高騰していること、⁽²⁶⁾鉄砲の火薬も調達出来ないとする。

右の記述内容を検討する。まずは付城の構築について。大坂夏の陣における付城の具体的な場所は不明ながら、たとえば伊達政宗は、慶長二十年五月六日のこととして、「陣所を誉田之市外(大阪府羽曳野市所在 誉田御廟山古墳)ニ移シ、前ニ流水を隔而備を設、不意を防罷在候」とある通り、付城を構築したことが確認出来る。⁽²⁷⁾徳川方は、すでに大坂冬の陣に際して、大坂城の周囲に計十二箇所の付城を築いていた。⁽²⁸⁾高田徹に拠れば、これら付城は、元々豊臣方が大坂城防衛のため、惣構周辺部に築いた砦を奪取したものが多くと言う。⁽²⁹⁾政宗が陣所とした誉田も、豊臣勢が先に布陣していた場所であったことから、⁽³⁰⁾その他徳川方が夏の陣で取立てる付城も、一から新規に構築するのではなく、前年度に築いた

付城をはじめ、既存の要害を再利用するものであっただろう。⁽³¹⁾

続いて、徳川方による兵糧攻めの内容について。大坂への物資移入制限に関しては、平山優の研究に詳しい。⁽³²⁾前年度大坂冬の陣の開戦前から対応策が取られていたが、その後一時停戦した影響からか、慶長二十年三月十三日付の板倉勝重から家康家臣の後藤庄三郎に対する報告によれば、商人を介して、米や材木など多数の物資が、全国から買い集められて、船場(大阪市中央区)や伝法(大阪市此花区)といった大坂の商業地区に集積されていた。こうした状況を鑑みて幕府は、西国・四国諸大名の留守居を招集し、再び大坂に対する物資の移入制限を通過している。火薬・鉛・火器については当時外国商人を通じて多くを調達しており、これら品物が豊臣方の手に渡らぬよう、家康は高額で買い占めを行った。このように大坂に対する物流制限を行った上で、一部の隙もないほど大坂城を徹底攻囲することで、九月まで半年も持たずして、豊臣方が干殺しになると概算している。

以上8の記述内容について検討した。大坂夏の陣については、「三日の腰兵糧」の逸話に代表されるように、これまで家康は短期決戦を志向したとされてきた。⁽³³⁾短期間で勝敗がついたのは事実だが、しかし、豊臣方の出方次第では、長期戦も辞さない構えであったことが、本状からうかがうことが出来る。

9 藤正が、数日前の御目見えの時に、家康から直接聞いた内容であり、決戦を前にして、家康が豊臣家にとどのような思いを抱いていたのかがうかがえる貴重な証言である。すなわち、このような状況(開戦)に至った理由は、豊臣家からの弁明(嘆願)が、家康様にとって納得のいくものではなかったからであり、家康様がおっしゃるには、「豊臣家が(納得できないことを)あれこれ言うので、こんなことになってしまった。豊臣家は、最初はともかく私(家康)の指示に従うと言っていた

が、秀頼様と茶々様は結局、『豊臣家が太坂から他国へ移されることになったとしても、今後無事に過ごさせて貰うことは出来ないだろうから、それならば太坂で徳川方と一戦に及んで滅びることにしたい』とお考えになったのだ」とのことである。

すなわち、開戦に至った理由は、家康の主張するところでは、「太坂よりの御訴訟」にあり、豊臣方があれこれ理不尽な弁明をしたからであると。むろん、自分にこそ理がある主張し、相手方を非難するのは戦時における常套手段であるが、ここでは、豊臣方が実際にどのような弁明をしていたのか、豊臣・徳川間で行われた交渉内容から確認しておきたい。

太坂冬の陣の前から、両家の間ではたびたび交渉が行われており、戦争回避に向けた手段が模索されていた。ここでは、最も直近に行われた、慶長二十年三月中における両家の交渉内容を見てみると、豊臣方が城内に抱えた牢人たちを召放つことをせず、さらに、軍備を整えているとの情報を得た家康は、秀頼に対し、太坂城を出て、大和国か伊勢国へ国替すること、太坂城に留まりたいのであれば、城内の牢人を全て追放すること、以上、①国替・②牢人追放の両案を提示し、いずれか受諾しなければ再び出馬すると最後通告を突き付けていた。³⁴ 太坂冬の陣の時に、和睦条件として太坂城の外郭を破却したことに合わせて、これら両案は、戦争回避に向けて、いずれも豊臣方の武装解除を一層押し進めることを目的とするものである。

実はこの両案は、交渉の最初の段階から提案されていたものであった。たとえば前年度、太坂冬の陣の和睦交渉に際して、徳川方から秀頼に対し、①に関して、太坂城を出て安房・上総両国への国替の要求がなされた。これに対し秀頼は四国のうち二カ国の拝領を希望している。②については、逆に牢人に扶持を与えるよう秀頼側から家康に要求がな

れ、その結果、家康の怒りを買っている。³⁵ 結局両者妥協点が見出せず、冬の陣の和睦条件としては①②とも見送られた。その後戦争の機運が生じた際、先にみたように、再び①②が提案されたのだが、結局豊臣方は両案とも受諾せず、家康は、豊臣方に敵対の意志ありと見做し、夏の陣が開戦するに至るのである。

すなわち、家康の主張するところの、納得出来ない弁明の中には、戦争回避に向けた①②の両案に対し、豊臣方が真摯に対応しなかったことが含まれていたであろう。

続いて、9の後半部における家康の発言、すなわち、秀頼らが、たとえ国替を受け入れても無事ではいられず、それならば一戦に及び果てたという覚悟をみせていることについて、『元寛日記』の記事に注目したい。実は『元寛日記』には、右内容に関係する詳細かつ独自の記述が認められる。³⁶ 『元寛日記』の記事は、先行して平山が紹介しているが、³⁷ 9との関りから、改めて取り上げることとする。

すなわち、同年三月二十一日のこととして、徳川方から秀頼に対し、しばらくの間大和郡山城に御移りなされれば、太坂城をこちらで修復した後、改めて進上するとの申出があった。七手組を始めその他豊臣方諸将はこの提案に賛同した。その理由は、豊臣方に味方する大名はいないので、大和で時節をうかがった方が良いとの見解だった。しかし牢人たちは、大和国へ移れば、自分たちは扶持を放たれて餓死してしまう。餓死するくらいならば、太坂城に籠り徳川方に一矢報いて切腹したいと主張し、秀頼は是非もないとして受け入れた。結果として①②両案とも受け入れ難いことを徳川方に申し入れた、とある。

『元寛日記』の右の記述は、9と合致しており、なおかつ一層詳細に説明している点に特徴がある。具体的には、大和への国替はあくまで一時的なものであり、しばらくしたら太坂城への帰還が叶うことを謳って

いて、豊臣方に相当程度譲歩した内容となっている。

その他、家康からの提案に対し、その受諾をめぐって城内で意見が割れていたこと、牢人たちが幅を利かせており、秀頼ですら、たとえ本意でなかったとしても、彼ら牢人の意見に従わざるを得なかったことが記されている。

なお、小宮木代良の研究に拠れば、『元寛日記』は幕府儀礼に関わり、後世の作為が加わっており、信憑性に問題がある史料であると言う。⁽³⁸⁾幕府儀礼以外の記事の信憑性についても、今後検証していく必要があるが、少なくとも、当該箇所については、豊臣家の内部分裂している有様や牢人の統制に難儀している点など、これまでの大坂の陣に関する研究で明らかにされてきた事実と合致するものである。したがって、秀頼らの、果てるならば一戦に及んだ後にとこう考えは、決して家康による想像の産物ではなく、実際に豊臣方からそのように主張がなされた可能性が高いことを指摘しておきたい。

関連して、「はじめに」で課題として提示した、家康が、豊臣家の処遇を最終的にどのようにするつもりであったのか、という点について若干の考察を試みたい。この点に関して、家康は最初から豊臣家を潰すことを意図していたと一般に説明されているが、近年の研究では、従来の説とは異なり、武力討伐に積極的だったのは秀忠であり、家康は最後まで豊臣家に対する武力討伐回避の可能性を模索していたとされる。⁽³⁹⁾

家康の真意については、今後も慎重な議論を重ねる必要があるが、少なくとも、豊臣方との決戦を前にした段階で、家康が豊臣家の滅亡を話題にしていることから、そうした事態もまた視野に入れていたことは確かであろう。注目したい点は、家康が、秀頼らの意志として、「一戦に及んで滅亡したい」と説明をしていることにある。すなわち、豊臣家を攻撃することは、自分としては避けたいが、秀頼らが望むのであれば、

やむなく応戦して、場合によっては滅ぼさざるを得ない、という体裁をとることが求められたのである。

家康にとって豊臣家は、秀頼の父である秀吉に臣従して以来、主家として敬うべき立場にあった。9の家康の発言の中で、秀頼と茶々に対し敬語が用いられていることから、大坂の陣の最中であっても、主従関係は完全には解消されていないことがうかがえる。豊臣家を討伐することは、いわば「下剋上」を行うことを意味する。一般に、戦乱の時代には、実力主義の名のもと、「下剋上」を行うことを当然とする認識が広まっていた、とされる。しかし、その一方で、「筋目なき御謀反」や「譜代相伝の主君を殺し奉る」ことは、「天道恐ろしき事態」を招くとして、下剋上を忌避する道徳観もまた根強く存在していた。⁽⁴⁰⁾家康もまた、こうした価値観を共有しており、だからこそ慶長三年の秀吉死後、その立場を継承するにあたって、武力行使を伴うような露骨な篡奪は避け、長い時間をかけて豊臣家当主を支える支配体制（「豊臣体制」）を解体することに注力してきたのである。⁽⁴¹⁾したがって、いざ豊臣家を討伐するにあたっては、それを正当化する、相応の理由付けが求められた。

また、家康の発言をめぐっては、当時の徳川家の立場が盤石ではなかったことも考慮する必要がある。7でみたように、大坂の陣で徳川方に与した大名の中には、豊臣恩顧の大名も多く、そのような中において、もし主殺しをためらいもなく行えば、彼らからの支持を失い、今後の政権運営にも支障をきたすことに繋がりがかねないであろう。そのため家康は、豊臣家の武力討伐が想定された段階で、秀頼らが戦いを望んでいることを説明し、周囲に事前に了承を得ておく必要があったのである。

以上、9における発言から、家康が、戦いの最終局面において、豊臣家を滅亡させる可能性も視野に入れていたこと、一方で、豊臣家の討伐

にあたっては、それが秀頼らの希望に応じたものであることを事前に強調しなければならぬところに、当該期の徳川家が、絶対的な立場にはなかったことがうかがえる。

10「旦那」が昨日徳川本陣に従軍したこと、自分もぜひ大坂の戦場に向かいたいと思つたが、「旦那」から強引に京都に留まるよう言われた。この無念さをわかつて欲しいと年寄中に伝えている。一方で、家康・秀忠兩名との御目見えの際、「旦那」から側近くに控えているよう指示を受けたので待つていた。京都では思いの外なすべきことが多いと記している。

右に見る通り、戦鬪に参加できない無念さを吐露する様子から、藤正が、戦乱から泰平への過渡期に生きた武士に相応しく、戦場での活躍を望んでいたことがうかがえる。

なお、文中にみる「旦那」とは誰を指すのだろうか。「旦那」は、藤正に対し、その身を案じてか、戦場へ行くのを制止したこと、両御所との目見えに際しての指示を出すなど万事差配している。こうしたことを踏まえれば、「旦那」は、長谷川一族の代表である藤正の叔父の長谷川藤広を指しているものと判断される。⁽⁴²⁾藤広は藤正の前任の長崎奉行であり、慶長十九年十二月より堺奉行に転任していた。⁽⁴³⁾藤広は、藤正の監督・指導役を担っており、未だ若く、血氣盛んな甥の行動を時に諫めたのであろう。

11もし合戦が長引くようなら長崎に戻ることを、また飛脚を差し遣わすこと、こちらのことは氣遣い無用であることを伝える。「べんべん(便便)」とは、何もせずにいたずらに時を過ごすさま、だからだとやたらに長いさまを意味するので、8の記述を踏まえれば、藤正にとって、兵糧攻めによる合戦の長期化が、実現性の高いものとして意識されていたことがうかがえる。

12 去年と違い、今年には旗本・先手衆がいずれも大いに張り切つていて、豊臣方が色々な噂を流し、はかりごとを巡らせていることを伝えている。

「去年とちかい」とあるが、イエズス会宣教師の伝えるところでは、前年度の大坂冬の陣では、真田丸における大敗、兵糧不足による飢え、敵寒といった戦況に苦しみ、豊臣方との講和交渉へ進んだとある。⁽⁴⁴⁾当時徳川方全体の士気が低下し、兵士たちの間で厭戦気分が漂つていたことを指しているのである。

次に、豊臣方の「雑説」・「調略」について。たとえば、慶長十九年十一月二十一日に豊臣方は、藤堂高虎が秀頼の秘密の指示に従い、うまく家康・秀忠を大坂へと誘いだしたと、他の諸将と申し合せて戦場から行方を眩ませるよう指示を受けていたとする謀書を作成・流布させている。⁽⁴⁵⁾

また、慶長二十年四月には、豊臣方が、徳川方の吉川広家に関して、関ヶ原合戦の時の広家の裏切り行為を言い広めている。その結果、広家が今度もまた裏切り行為を働き、豊臣方に内通しているのではないかと、吉川家中の者たちが疑心暗鬼に陥つていた。⁽⁴⁶⁾この他、15にみるように、島津家久(薩摩鹿兒島城主)にも同様の調略が仕掛けられている。このように、豊臣方では諸国に間者を派遣し、離反に関わる噂を意図的に拡散させることで、徳川方内部の動揺を狙つていたのである。⁽⁴⁷⁾

13 家康は、これまでずっと銀を蓄え続けて来たのも、今回のような非常時のためであるとして、扶持方も兵士一人に二人扶持遣わすよう指示を出した。秀忠も銀を配ることに賛同した。この措置に兵士たちは大いに喜んだとある。

右の事例に留まらず、合戦の最中、しばしば家康が、兵士たちに扶持をふるまつたことが諸史料にみえるが、こうした行動の背景には、『大

坂御陣覚書』に拠れば、慶長十九年十一月二十八日のこととして、「諸口の寄手共、永陣ニ草臥たるよし」という事態が生じていた。⁽⁴⁸⁾すなわち、前年度の大坂冬の陣では、大坂城の攻囲が長引いたため、兵士たちの士気低下が著しかった。そこで、彼らを鼓舞するためにも扶持の配布が行われたのである。このことを踏まえれば、今回扶持を増額の上ふるまった理由も、冬の陣と同様、兵糧攻めによる長期戦が予想されたためと考えられる。

付け加えて、扶持を米ではなく、銀で与えた理由について、編纂史料ではあるが、『武徳編年集成』には、慶長十九年十月二十日のこととして、「板倉勝重堀川ニテ糧米ヲ配分ス、京畿兵糧乏シキユヘ、其半分ハ銀ヲ以テ渡ス」と説明している。⁽⁴⁹⁾このことから推量すれば、徳川方の兵糧も、意外に余裕がなかったことを示しているのかもしれない。⁽⁵⁰⁾

14 村山等安老と配下の高木作右衛門は息災であり、何も問題ないので安心すること、間もなく一緒に帰国することを伝えている。

村山等安と高木作右衛門は共に長崎町人である。このうち等安は才覚が認められて、文禄元年（一五九二）に豊臣秀吉から長崎町の初代代官に任じられた。等安は外交・貿易の分野において活躍する一方で、自身がキリシタンであることから、江戸幕府の禁教策が展開する中で、密かに宣教師を匿い、信徒を庇うなど、キリシタン保護に積極的であったことが知られる。⁽⁵¹⁾

高木作右衛門について、高木家当主は歴代「作右衛門」を名乗った。14で登場するのは初代忠雄である。忠雄は元々肥前国高木荘の領主であったが、長崎に移住し、やはり秀吉に認められる形で文禄元年に長崎の町年寄（頭人）に就任した。長崎の市政を司る一方、朱印船貿易にも従事した。忠雄も当初キリシタンであったが、寛永三年（一六二六）に長崎住民に棄教令が出されるに及んで仏教に改宗している。⁽⁵²⁾

そもそも藤正がなぜ兩名を京都に連れて来たのか。その理由は、慶長二十年五月三十日付の吉川広家書状から判明する。⁽⁵³⁾同書状には、「彼宗門去年御究之時、長崎衆惣様御宥免にて（中略）長崎之とうあん儀者、もちろんきりしたんの宗旨にて候故、去年之御究ニあひ候由候、然者、於于今ハ京へ参上候て、御前へ御めみえ申たる由候事」とある。すなわち、慶長十九年にキリシタン宗門改が長崎で実施されたが、長崎衆は宥免されたこと、等安もキリシタンであることから、この時宗門改を受けたこと、現在は上洛して家康とお目見えをしたことが記されている。長崎では、慶長十八年十二月に伴天連追放令が出されたことに伴い、翌年九月に教会施設がすべて破却された上で、キリシタンの摘発を実施し、棄教を拒否すれば処刑した。しかし、五万以上ものキリシタン住民を抱える長崎では、寛永三年の方針転換まで、禁教については比較的寛容であったと言う。⁽⁵⁴⁾また、「宥免」は罰を軽くするなどして、罪を許すこと、大目に見ることの意味である。

これらを勘案すれば、慶長十九年の長崎におけるキリシタン宗門改では、等安・作右衛門兩名とも、他の長崎衆同様、表面化しなければ、ひとまず信仰の継続が認められたものと判断される。そこで藤正は、「宥免」の御礼として、等安・作右衛門を引き連れて、当時京都に居た家康のもとへと参上したのである。この御礼が無事済んだからこそ、14の「無何事仕合能候間、可御心易候出」との表現に繋がる。

15 以前までは豊臣方から、「島津殿は誰の味方か」等と、さまざま不穏な噂を広めていたが、今は何の話も聞かえてこない。戦略を廻らすことに躍起になっているが、豊臣方にはなす術がないと述べている。

12でも触れたように、島津家久についても豊臣方は不穏な噂を流していたことを伝えている。⁽⁵⁵⁾大坂の陣における島津氏の内情については、小宮木代良の研究に詳しい。当時、徳川方の西国大名一般に対する不信感

の中でも、島津氏へのそれは最たるものであったという。その結果、大坂冬の陣では、家久に出陣を命じたが、その際家康は、西国大名の中でも徳川家の信頼が厚い細川忠興（豊前小倉城主）に対し、家久の後方からその軍勢を監視することを命じている。家久は鹿児島を出発したものの、準備に手間取り、その間に徳川・豊臣間で和議が整っていた。そこで家久に対し即時帰国命令が出されたため、大坂へ足を踏み入れることすら出来ない有様であった。その後夏の陣においても上洛は不要と命じられたため、結局大坂両陣とも参戦することはなかったのである。

このような島津氏に対する家康の不審は周知のことであり、豊臣方が調略を仕掛ける以前から、世間では島津氏離反の噂が広まっていた。こうした状況を踏まえた上で、豊臣方は島津氏との親密性を改めて吹聴し、噂がまるで真実であるかのように見せかけたのである。しかしながら、家久が夏の陣に参加していないこともあって、これ以上効果はないと判断したのか、豊臣方は島津氏に関する雑説を広めることはなくなった。

16 尚々書では、長々と綴ってしまったことを詫びた上で、先月二十八日に、豊臣方の手により堺の町が放火されたものの、奉行所に詰めていた者は皆無事であることを伝えている。実際に、豊臣方の大野主馬・植島玄蕃が堺・住吉その他大湊などを放火したことが諸記録にみえる⁵⁶。堺は前任の長崎奉行である藤広の管轄下にあるため、関係者も多いことから、彼らの無事をあわせて伝えたのであろう。

おわりに

本稿では、長崎奉行長谷川藤正による戦況報告について取上げ、検討を行った。その結果、本状が、大坂落城間際における徳川方の動向を、正確かつ克明に綴っていることが確認出来た。以下では、今回検討した

中で、研究上特に注目される事柄について、「はじめに」で掲げた課題に沿って、以下三点でまとめる。

(一) 慶長二十年における大坂夏の陣について、従来短期決戦を家康は志向したとされてきたが、実際には冬の陣同様、長期戦の構えをとっていた。豊臣方が出撃しなければ、大坂城の周囲に付城を構築し、同年九月まで攻囲を続け、城内兵糧が枯渇するのを待つ作戦方針であった。

(二) 徳川方には豊臣恩顧の大名が数多く参加しており、中でも黒田長政・加藤嘉明については大坂冬の陣に引き続き、秀頼側に加担する疑いがかけられていた。そのため、両名は大坂への従軍こそ認められたものの、わずかな手勢を引き連れていくことしか許されなかった。このように両名は戦力として期待されておらず、合戦の間は將軍秀忠の相談役という名目的立場に置かれていたことを指摘した。こうした事例をみるに、攻城勢は決して一枚岩ではなかったことがわかる。

(三) 家康は、開戦の原因が、豊臣方の理不尽な弁明にあると説いた。豊臣方の弁明の中には、家康側から、武力討伐回避のために提示された、①大坂城からの国替、②牢人の追放について真摯に対応しなかったことを含んでいる。さらに家康は、大坂城を攻囲した段階において、豊臣家を滅亡させる可能性もまた視野に入れていた。ただし、当時の徳川家の立場は未だ盤石ではなく、諸大名たちの納得を得るためにも、露骨な下剋上の形をとることは避ける必要があった。そこで、秀頼・茶々母子の、誤った判断により、仕方なく討ち果たすことになったと言明を、事前に必要としたことを指摘した。

以上が本稿の主要な成果である。その他徳川方の兵糧事情など、十分解明出来ない箇所も多いが、それらについては後考に委ねたい。

- (1) 「長谷川権六より長崎町年寄へ宛てたる御状」(史料番号一三 九一六)。本書状については堀新氏に史料編纂所蔵の影写本の存在をご教示いただいた。記して感謝申し上げる。その後執筆者は、長崎歴史文化博物館が所蔵先になっていることを確認し、原本調査を実施した。その成果が本稿にあたる。
- (2) 長谷川権六の経歴については、三宅英利「長崎奉行長谷川左兵衛論考―近世外交政策の一考察―」(『史淵』六九、一九五六年)・外山幹夫「長崎奉行―江戸幕府の耳と目―」(中央公論社、一九八八年)・武野要子「長谷川権六」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』十一、吉川弘文館、一九九〇年)を参照した。
- (3) 史料画像については以下のURLを参照のこと。http://www.nmh.jp/museum/Inet/prh/col/ArtAndHisGet.do?command=view&number=67975
- (4) 長谷川権六(藤正) 自筆書状(請求記号:台紙付写真六一九一八一三九)・県立長崎図書館所蔵文書(請求記号:三〇七・九三十一一九一四)。
- (5) 長崎県の郷土史料編纂委員会編『長崎県の郷土史料』長崎県立長崎図書館、一九八八年)一五六頁。
- (6) 山本博文『徳川秀忠』(人物叢書、吉川弘文館、二〇二〇年)一〇七―一〇八頁。
- (7) その後家康は同日星田(大阪府交野市)に移動し、翌六日に平岡(大阪府東大阪市)、七日に大坂茶臼山に布陣している(相田文三「徳川家康の居所と行動」藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成【第2版】』思文閣出版、二〇一七年)。
- (8) 松平忠輝は南方大和口から大坂城攻めを行うため、四月二十九日に大和国入りし、その後五月五日に河内国分(大阪府柏原市)に移動した(『東京大学史料編纂所編『大日本史料』十二編十八冊、東京大学出版会、一九七三年、五〇〇―五〇四頁・五九四―六〇六頁)。
- (9) 藤堂高虎は、慶長二十年四月二十五日に河内口方面における先鋒を命じられている(『大日本史料』十二編十八冊、三〇八―三二五頁)。一方の本多忠政は、大和口方面の先鋒を命じられている(『大日本史料』十二編十八冊、五九四―六〇六頁)。
- (10) この時の藤正は知る由もないが、五月七日、徳川本陣が真田信繁隊の急襲を受け、その猛攻の前に後退を余儀なくされており、一時的とはいえ、家康・秀忠共に危機的状況に陥っていた(鹿兒島県歴史資料センター黎明館編『鹿兒島県史料 旧記雑録』後編四、鹿兒島県、一九八三年、一二六三頁)。
- (11) 城内の軍議について、四月十三日の事として、「各評議定マラス、城中ノ衆議四方ニ分ル」(『山本豊久私記』『大日本史料』十二編十八冊、二〇一―二〇二頁)とある通り、諸將の意見が一致しなかった。
- (12) 「大坂今其表へ人数出し、御居城為押、七八千程指置、相残人数夜中ニ在々致放火、其分浅野但馬殿陣所へ取懸申候」(『金井文書』『大日本史料』十二編十八冊、三九五―三九六頁)。
- (13) 「駿府記」(『続日本史籍協会叢書 史籍雑纂二』国書刊行会、一九九一年、三〇〇頁)。
- (14) 「亀田大隅・上田宗古・多湖助左衛門合鍵、被蒙疵之由本上州具被達上聞候、是又御感思召候」(『秋元泰朝・松平正久・後藤光次連署状』『東京大学史料編纂所編『大日本古文书家わけ第二 浅野家文書』東京大学出版会、一九六八年、一二八号)参照。なお、本文中「蒔田」の字をあてているが、誤字であろう。
- (15) 「一昨日紀伊国ノ合戦大坂方ハイ軍、キシノワタノ合戦大坂方破軍、頸トモ登了」(『東京大学史料編纂所編『大日本古記録第二十二 言緒卿記』下、岩波書店、一九九八年、二三頁)。
- (16) 長晟はこの時の戦いの功績で、後日家康・秀忠両名から感状を拝領した(『徳川家康黒印状』『徳川秀忠黒印状』『大日本古文书家わけ第二 浅野家文書』一一七―一一八号)。
- (17) 「浅野忠吉熊野一揆成敗申付覚書」(『大日本古文书家わけ第二 浅野家文書』一二二号)参照。
- (18) 『大日本史料』十二編十八冊、三三三頁参照。
- (19) 「五月十一日(中略)古田織部殿内宗喜ト云仁、京ノ火付大将ト号シ

セイハイ」(『東大寺雜事記』『大日本史料』十二編二十二冊、補遺一五
四頁)。

(20) 書状中にはみえないが、秀忠は同日星田に移動し、家康と合流してい
る(『駿府記』『史籍雜纂』二二〇一頁)。

(21) 「福島左衛門大夫、黒田筑前守、加藤左馬助、是三人被残江戸」(『当
代記』『史籍雜纂』二二〇五頁)。

(22) 福田千鶴「大坂冬の陣開戦までの西国大名の動向―黒田長政・島津家
久を中心に―」(『九州文化史研究紀要』五九、二〇一六年)。

(23) 大阪市史編纂所編『大坂御陣覚書』(大阪市史料調査会、二〇一
一年)一四九頁。

(24) 江戸滞留はその後も続き、元和二年(一六一六)三月によく帰国
の暇が出された(穴井綾香「福島正則の居所と行動」前掲『織豊期主要
人物居所集成』)。

(25) 「加藤左馬殿・黒田筑前守殿両人、御所様御旗本へ無御座候ハ、今
度之軍御勝ニ罷成間敷候得共、両人之手柄迄にて勝ニ成候て、御前之
御仕合無申事候」(『鹿兒島県史料』旧記雜録』後編四、一二六三号)。

(26) 大坂城下における米相場について、慶長十九年十二月十五日付島津家
久書状には「大坂内米壹石ニ付百二十日つ、仕由候」(『鹿兒島県史料』
旧記雜録』後編四、一二〇九号)とある。その他「長澤聞書」が「大
坂籠城の内世間米十七八匁位仕沙汰なるに大坂八百卅日程十日計も致
候」と記している(『長澤聞書』近藤瓶城編『史籍集覽』第十六冊、近
藤出版部、一九〇六年、五十二頁)。これらを参照すれば、時期によつ
て、また短い期間で価格が変動していたようだが、およそ一石一〇〇〇
一三〇匁で推移しており、平常時の約六〜八倍に達していたことがわか
る。

(27) 「片倉重綱大阪夏陣覚書」(東京大学史料編纂所編『大日本古文书家わ
け第三』伊達家文書之二、東京大学出版会、一九六九年、八一四号)。

(28) 「当代記」(『大日本史料』十二編十六冊)九十二頁。

(29) 高田徹「織豊期を中心とした臨戦下の城郭」(『中世城郭研究』二〇、
二〇〇六年)。

(30) 「又兵衛旗下の先手山田外記長澤奈々右衛門片山助兵衛三人共に組中
引連こん田といふ所へ出張候」(『長澤聞書』『史籍集覽』第十六冊、四
十三頁)。

(31) その他茶臼山は、大坂夏の陣では真田信繁が布陣していたが、信繁の
撤退後の五月七日、再び家康が本陣を敷いている(前掲注7相田論文参
照)。

(32) 平山優「真田信繁・幸村と呼ばれた男の真実」(角川選書、二〇一
五年)二八七〜二八九頁。

(33) 家康の発言として、「今度は手間も入申間敷候間、惣軍小荷駄を無用
仕、三日の腰兵糧計にて罷可出」(『大坂御陣覚書』九十二頁)とある。

(34) 『大日本史料』十二編十八冊、四十一〜四十六頁。

(35) 『大日本史料』十二編十六冊、八九八〜九〇三頁。

(36) 「元寛日記」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』六五、汲古書院、一九八六年)。

(37) 前掲注32平山著二九二頁。

(38) 小宮木代良「第十章 近世武家政治社会形成期における儀礼につい
て」(『江戸幕府の日記と儀礼史料』吉川弘文館、二〇〇六年、初出荒野
泰典編『日本の時代史』四 江戸幕府と東アジア』所収、吉川弘文館、
二〇〇三年)。

(39) 渡邊大門「大坂落城―戦国終焉の舞台―」(角川学芸出版、二〇一二
年・前掲注32平山著・前掲注6山本著・小川雄「大坂の陣への道程」
(黒田基樹編『徳川家康とその時代』戎光祥出版、二〇一三年)・光成準
治「方広寺鐘銘事件と大坂の陣(実像編)」(井上泰至・堀新編『家康徹
底解説』ここまでわかった本当の姿』文学通信、二〇一三年)。

(40) 堀新「信長公記とその時代」(堀新編『信長公記を読む』吉川弘文
館、二〇〇九年)を参照。

(41) 堀新「『豊臣体制』解体と大坂の陣」(歴史読本編集部編『ここまでわ
かった!大坂の陣と豊臣秀頼』KADOKAWA、二〇一五年)を参照。

(42) 「長崎古今集覽」収録の「歴代御奉行」では、藤正について、「其(藤
広)舎弟」と記す(『大日本史料』十二編二十八冊、二一八頁)。

(43) 長谷川藤広の経歴については、前掲注2三宅論文・外山著・武野要子

- 〔長谷川藤広〕(『国史大辞典』十一、一九九〇年)の他、『大日本史料』十二編十七冊、一二九～一三〇頁・『大日本史料』十二編二十八冊、二一〇～二一九頁・『新訂寛政重修諸家譜』十三(統群書類従会、一九六五年)一二四頁を参照。
- (44) 松田毅一編『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第二期第二卷(同朋舎出版、一九九六年)二〇三～二〇四頁。
- (45) 『大日本史料』十二編十六冊、一五九～一六〇頁。
- (46) 『吉川広家自筆覚書』(東京大学史料編纂所編『大日本古文書家わけ第九 吉川家文書別集』東京大学出版会、一九七〇年、七〇九号)。吉川広家を含めた大坂の陣当時の毛利家の内情については、拙稿「毛利輝元と大坂の陣」(山本博文・堀新・曾根勇二編『偽りの秀吉像を打ち壊す』柏書房、二〇一三年)を参照のこと。
- (47) 「大坂ヨリ諸国へ被遣ケル間人等所々ニテ被捕」(『大坂記』『大日本史料』十二編十六冊、一六八頁)。
- (48) 『大坂御陣覚書』六十三頁。
- (49) 木村高敦『武徳編年集成』下(名著出版、一九七六年)二二五頁。
- (50) 慶長二十年四月十二日付吉川広家書状に拠れば、「我等手前之儀も如御存兵糧一円無之候」と記している(『吉川広家書状』『吉川家文書之二』一三〇六号)。
- (51) 村山等安の経歴については、加藤栄一「村山等安」(『国史大辞典』十三、一九九二年)・前掲注2外山著七二～七四頁参照。
- (52) 高木作右衛門の経歴については、清水紘一「高木作右衛門」(『国史大辞典』九、一九八九年)・前掲注2外山著七八～八二頁・同『長崎歴史の旅』(朝日新聞出版、一九九〇年)一二〇頁参照。
- (53) 「吉川広家自筆書状」(『吉川家文書別集』五九三号)。
- (54) 五野井隆史『日本キリスト教史』(吉川弘文館、一九九〇年)二〇二～二一五頁。
- (55) 小宮木代良「慶長期島津氏の動向―幕藩体制の成立過程における地方と中央―」(丸山雍成編『幕藩制下の政治と社会』文献出版、一九八三年)。

(56) 『大日本史料』十二編十八冊、三三三～三三四頁。

〔付記〕長谷川藤正書状の全文翻刻にあたり、所蔵館である長崎歴史文化博物館の許可をいただいた。また、本稿作成にあたり、松澤克行・林晃弘両氏には様々ご教示いただいた。記して感謝申し上げます。

なお、本稿はJSPS科研費(22K13201)の助成を受けた研究および東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における一般共同研究(二〇二四年度)の成果の一部である。